

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 単利型 《スーパー定期》

1.（取扱店の範囲）

この預金の預入れ・解約または書替継続は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。

2.（自動継続）

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記2.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」）とします。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預

金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記3. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として証書(通帳)を発行(記載)しないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに提出してください。

5. (規定の変更)

(1) 当金庫は、この規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。

①この規定の変更が預金者の利益に適合するとき

②この規定の変更が、自動継続自由金利型定期預金契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

(2) 前項によりこの規定を変更するにあたり、当金庫は、予めこの規定を変更する旨及び変更後の規定の内容とその効力発生日を、当金庫ウェブサイトへの掲載により公表し、その他相当の方法で周知します。

(3) 第1項の規定の変更は、前項により公表等をする効力発生日に、変更の効力が生ずるものとします。

この他は、「定期預金共通規定」をご参照ください。

以 上

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定 複利型 《スーパー定期》

1.（取扱店の範囲）

この預金の預入れ・解約または書替継続は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。

2.（自動継続）

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記2.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取るときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

②預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×90%

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

- (4) 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金（ただし、総合口座にて作成された定期預金を除く）について、当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日以降に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合

には、前項の利率を適用します。

なお、この預金の預入日現在において当金庫がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって基準利率に差異を設けている場合で、この預金の一部解約後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約後の残余の預金には、一部解約日以降は、この預金の預入日に当該残余の預金元金金額相当額を預けた場合の利率を適用します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の変更)

(1) 当金庫は、この規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。

① この規定の変更が預金者の利益に適合するとき

② この規定の変更が、自動継続自由金利型定期預金契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

(2) 前項によりこの規定を変更するにあたり、当金庫は、予めこの規定を変更する旨及び変更後の規定の内容とその効力発生日を、当金庫ウェブサイトへの掲載により公表し、その他相当の方法で周知します。

(3) 第1項の規定の変更は、前項により公表等をする効力発生日に、変更の効力が生ずるものとします。

この他は、「定期預金共通規定」をご参照ください。

以 上